

平成 30 年 1 月 16 日(火) 開催 介護予防・日常生活支援総合事業説明会

資料の訂正

神戸市保健福祉局介護保険課

正誤表

該当箇所	訂正前	訂正後
P. 6 1. 概要	介護予防通所サービスについて、サービス内容に応じた利用者負担とするため、要支援 2 の方で、（後略）	介護予防通所サービスについて、サービス内容に応じた利用者負担とするため、要支援 2 の方 <u>については</u> 、（後略）
P. 6 2. 報酬単位 （案） 改正後	事業対象者、要支援 1 の方 週 1 回程度 1,647 単位	事業対象者、要支援 1 の方 _____ 1,647 単位
P. 7 Q & A 問 1 回答部分	答 市町村が単価を設定するに当たっては、国が定める額（予防給付の単価）が上限とされていますので、要支援 1 の方について、現在の 1,647 単位を上回る単価を設定することはできません。 _____ _____ _____	答 市町村が単価を設定するに当たっては、国が定める額（予防給付の単価）が上限とされていますので、要支援 1 の方について、現在の 1,647 単位を上回る単価を設定することはできません。 <u>包括的支援を行う必要があるため、ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により適切な利用回数、利用時間でサービスを提供してください。</u>
P. 7 Q & A 問 2		削除
P. 7 Q & A 問 3 質問部分	_____回数等により整理されたが、この「回数等」の区分は予定と実績どちらで算定するのか。また、週によって回数が異なる場合、どのように考えるのか。	要支援 2 について、_____回数_____の区分は予定と実績どちらで算定するのか。また、週によって回数が異なる場合、どのように考えるのか。
P. 7 Q & A 問 3~5	問 3~5	問 2~4 （訂正前の問 2 削除に伴う番号変更）

（ \_\_\_\_\_ は、訂正部分を示す。）